

品質保証研究会・日本原子力学会 倫理委員会 共催
第 23 回 倫理研究会 実施結果概要

1. 開催趣旨

近年、調達先での品質コンプライアンス問題が頻発しており、原子力施設の信頼を損ねないため、各社は、自社だけでなく、調達先での品質コンプライアンス問題の未然防止に取り組んでいる。業界団体等においても、未然防止や意識高揚のための施策を検討している。

品質保証研究会（QASG）第 1 グループでは、産業界のメンバーが中心となって、品質コンプライアンス問題の研究（分析）を行い、2024 年度末に 26 項目の抑止策をまとめ、この策のブラッシュアップと不正を発生させないガイドを作成し、2025 年 11 月に初版を発行した。

現在、当グループでは不正を発生させないための研究を継続し、ガイドのさらなるブラッシュアップを検討している。

2025 年度の倫理研究会では、これらの抑止策について、追加すべき視点など、より有効な施策となるよう、討論する。

2. 日時、場所

2026 年 2 月 26 日(木) 15:00-17:30、秋葉原ダイビル 24 階 Meeting Room

3. 参加者

14 名（QASG 第 1 グループ 5 名、倫理委員会 9 名）

4. 議事概要

(1) 開会あいさつ 倫理委員会 芝原

(2) 出席者自己紹介

(3)-1 倫理委員会の紹介、討論の素材提供 倫理委員会 神谷幹事 [資料1]

(3)-2 QASG「品質コンプラ違反を発生させないための QMS の研究」説明 [資料2]

QASG 第 1 グループ 鈴木優リーダー

(3)-3 質疑

(4) 事例説明、総合討論

下記について、どのような抑止策/再発防止策が有効なのか、全員で議論した。

抑止策の検討①：メーカーでのアナログ入出力モジュールの入出力確認試験において、工場および現地試験で各 5 点の出力値を採取する要領書になっていたが、工場試験では 3 点の出力値を採取し、残り 2 点は算出値を出力値としていた。

広範な議論の結果、現在の抑止策である、①要領書を遵守する、②変更提案をして合意を得る、③試験に使用するソフトウェアの管理を適切に行う、に加え、現場の改善提案やしわ寄せがいつている場合は、現場任せにせず、会社全体で改善を考えるべき、発注側の改善点はないかなど、根本原因の解決を考えるべき、との新たな抑止策が示された。

抑止策の検討②については、時間の都合で、事例紹介のみとした。

抑止策の検討②：樹脂製造会社で、認証試験に確実に合格させるため、認証登録された素材と異なる素材で認証試験を受けていた。また、製品が同じ性能を維持していることを定期的に確認される際、規定とは異なる素材を認証機関へ提出していた。

(5) まとめ・閉会あいさつ 倫理委員会 大場委員長

現場重視の見方など、勉強になった。現場の倫理は厳しいと思われるが、社会に貢献するため、気持ちよく、自分の行動に自信をもって仕事ができるよう、正しいと思うことを議論できるよう、迷わないようにしていきたい。

5. 出席者の感想

- ・研究会開催後の第 154 回倫理委員会で、“今回のような研究会であれば、特段の準備はせず、続きの議論をやりたい”、“QASG 出席者の感想を聞きたい”との意見があった。
- ・QASG 出席者は、“立場の違いから新たな視点を獲得した”、“活動の原点（憲章や理念）を再確認した”、“思考の固定化をほぐす機会となった”などの感想があった。

以上



第23回 AESJ倫理研究会

▶ 品質保証研究会 定例研究会第1Gr

～国内外最新知見を踏まえた品質コンプライアンス
違反を発生しない/させないためのQMS等の研究～

2026年2月26日

1

目次

0. 自己紹介
1. 品質保証研究会（QASG）について
2. 研究背景
3. 定例研究会第1Grの概要
4. 活動目標
5. ガイド作成フロー
6. 抑止策の研究
7. 企業訪問
8. 抑止策のまとめ方
9. 抑止策一覧
10. さらなるガイドの充実に向けて
11. ガイドの展開・説明
12. 抑止策の検討
13. まとめ



2

0. 自己紹介



省略

3

1. 品質保証研究会（QASG）について



原子力産業分野で品質保証を専門とする会員により構成され、品質保証関連分野に関する調査研究を行っている。

原子力に限定されない様々な分野の専門家との交流を通し、会員相互の啓発と協力関係の強化を図り、原子力施設の安全性と信頼性のより一層の向上に寄与する品質保証のあり方を探究する研究会

役員構成：

会長 東京大学教授 副会長 MHI, 東芝ESS, 日立
幹事 JANSI, IHI, HPC, GVH-I, GNFI... 参加企業70社以上



顧客ニーズの変化や技術革新など社会が大きく変わりつつある状況において、定例研究会活動テーマとして「品質コンプライアンス違反防止」を抽出（2023年）

4

2. 研究背景

2017年大手鋼材メーカーの製品に関する品質コンプライアンス違反が公表されて以来、製造業者による品質コンプライアンス違反が断続的に報告されている

品質コンプライアンス違反・・・

省略

ブランドイメージの大きな毀損と信頼の失墜につながる

⇒「品質コンプライアンス違反」は大きな社会問題であり、原子力の信頼性にも関わる重要な問題

原子力業界として品質コンプライアンス違反を未然に防止するための施策が必要

3. 定例研究会第1Grの概要

定例研究会テーマ調査を踏まえ、定例研究会第1Grは

「最新知見を踏まえた品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのQMS等の研究」

について継続的に研究を進めている。

No.	会社名	氏名(敬称略)
1	省略	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

4. 活動目標

研究会テーマ調査活動の振り返りを行い、定例研究会第1Grメンバーから本研究で各社対応状況および各社要望を収集し、目標を設定

各社要望：

- ・ 調達先に対しATENA 20-ME01r0製造業者不適切行為の抑止及び発生時の対処ガイドをかみ砕いて資料を提出しているが、具体的にどういことをすべきか、どういことをしてはいけなかがわかりにくい。
- ・ 品質コンプライアンス違反の発生背景には、知識の欠落、企業文化があり、倫理観の注意ポイントがある。
- ・ 各社のQMSに追加しやすいように品質コンプライアンスの注意事項があるといい。
- ・ 品質コンプライアンス違反の芽を早期発見する方法を知りたい。各社の取り組みから有用な方法があれば是非自社に展開したい。
- ・ 成果物のボリュームが大きいと、各社の品質保証システムに取込むことに躊躇されてしまう可能性を踏まえ、要約する必要がある。

原子力業界に係る企業に対してユーザーフレンドリな
「国内外最新知見を踏まえた品質コンプライアンス違反を
発生しない/させないためのガイド」を発行する

7

5. ガイド作成フロー

- 1 調査**
 - ・ 公開資料を要約し、事象、影響、原因・対策をまとめる
 - ・ 不適切行為を発表した企業への訪問、品質コンプライアンス違反防止に係る講演会への参画、他委員会の文献調査も実施
 - ・ 4~5人ずつ3班に分け、班ごとにweb会議などで議論した結果を定例研究会第1Grで議論
- 2 抑止策検討**
 - ・ 調査結果に基づき抑止策を研究する
 - ・ アウトプットのフォーマットを制定し、班ごとにweb会議などで議論した結果を定例研究会第1Grで議論
- 3 ガイド作成**
 - ・ 抑止策の集約し、ガイドとして纏める

8

6. 抑止策の研究

公開資料を事象, 影響,
原因・対策に要約

調査委員会による調査報告書

当社における品質不適切行為に関する調査結果について

省略

省略

データシートNo:QASG-2-01から引用

公開資料・事例集から品質保証研究会からの抑止策の提案を研究
解説にて抑止策の説明・不適合事例の背景・具体的な対策例を記載

7. 企業訪問

写真省略

「品質風土改革」取組みにて実施している「品質不適切事案の現物展示」を見学,
品質改革推進本部からご説明, 質疑応答 ⇒ 企業文化, 企業風土に関する声も多く伺った

品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためには
品質保証部門のみの参画だけではなく, 会社組織としての変革が必要

8. 抑止策のまとめ方

- 各社の品質保証活動に活用しやすいよう、
- ・ 提言, 推奨, 助言の提案レベルに分類
 - ・ ISO9001:2015の該当項番を明記
 - ・ 関連したプロセスを明記

表 抑止策とISO項番及び関連したプロセスとの星取表(抜粋)

抑止策 No.	抑止策	提案レベル	ISO9001:2015 該当項番	関連したプロセス									
				事業運営	営業	設計開発	調達	製造	試験検査	輸送	据付		
1	省略												
5													
6													

品質コンプライアンス違反の事例収集及び分析を7事例に対し行い
品質コンプライアンス違反に対する抑止策を26件まとめた。

9. 抑止策一覧

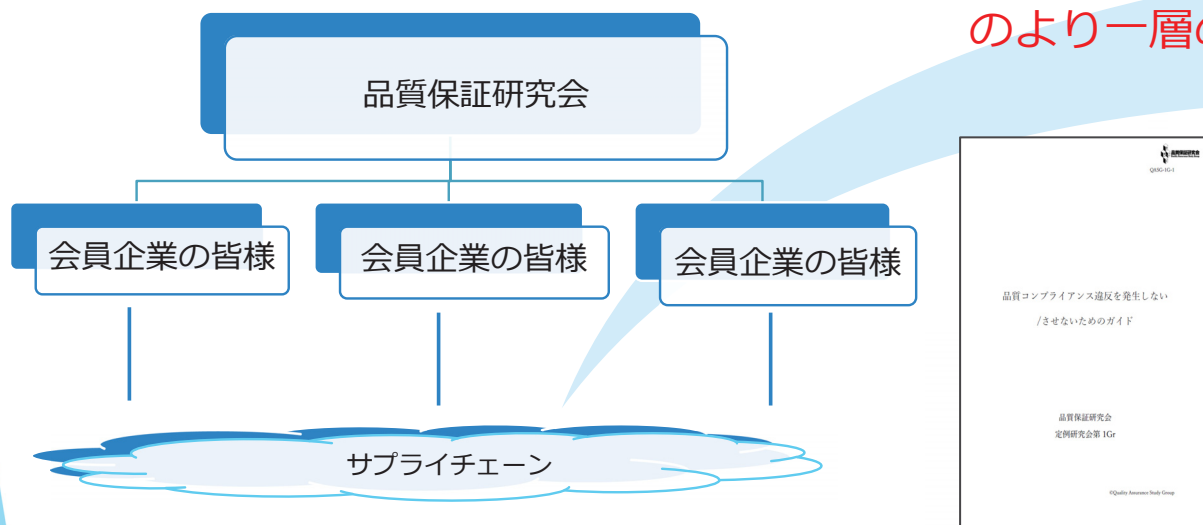
No.	抑止策
1	省略
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

No.	抑止策
16	省略
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	

詳細はガイドを参照ください。

10. ガイドの展開

原子力施設の安全性と信頼性
のより一層の向上



品質コンプライアンス違反を発生しない/させないための抑止策の指針
会員企業の皆様の展開により各社品質保証活動の中に活用されることを期待

(ただし、各社の業態が異なるため、取りこむべき抑止策を抽出し、各社の品質保証活動の中で活用いただく)

11. さらなるガイドの充実に向けて(2026/2進行中)

さらなるガイドの充実に向けて2022年からの3年間の間に報告している29事例の報告書を抽出し、策定した抑止策26件の適合状況を評価した。

追加事例の研究により、抑止策5点追加検討中(2026/2進行中)

①	省略
②	
③	
④	
⑤	

品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド 改訂1版
2026/7発行に向け研究を進めている。

12. 抑止策の検討

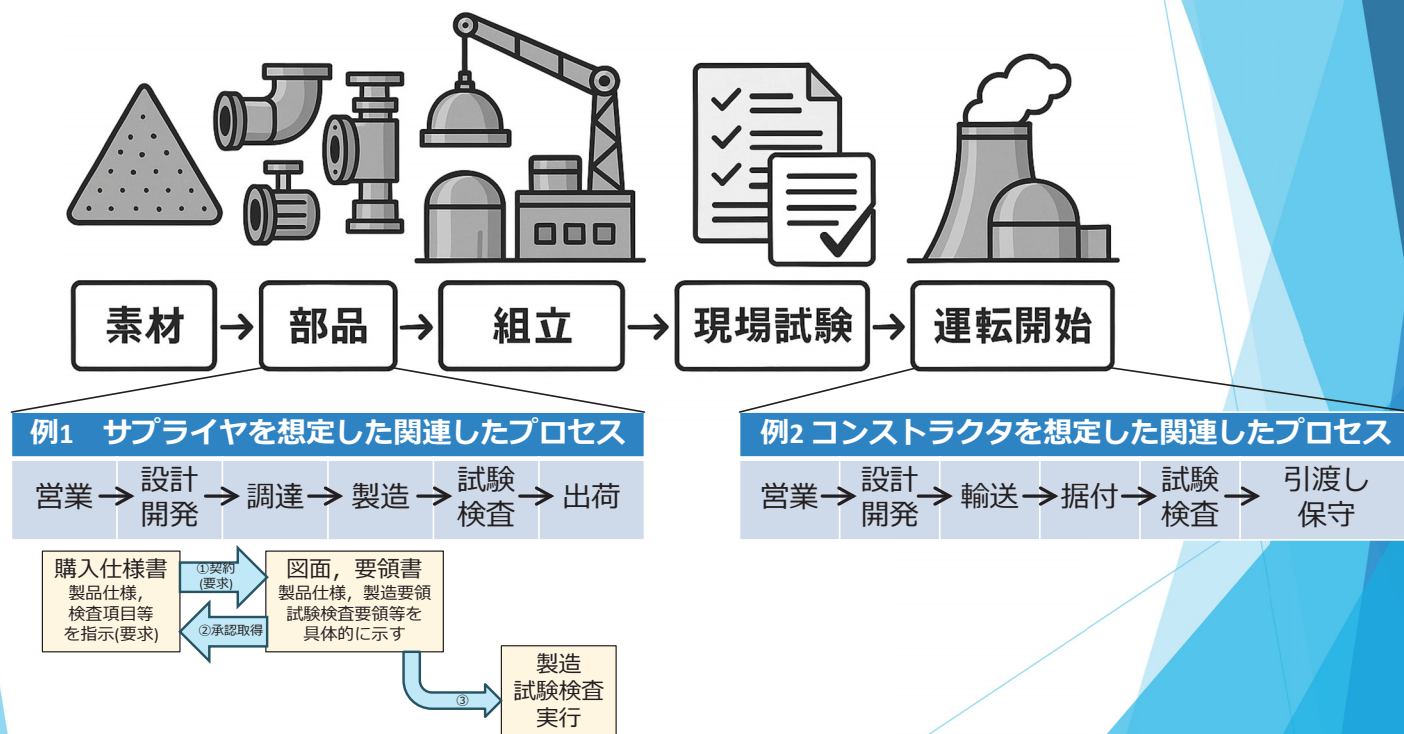
- ・計装制御装置メーカーにおける工場試験の一部省略事例
- ・認証登録の組成と異なるサンプルで定期認証試験を受審について討論させてください。

これら事例から、皆様ならどのような抑止策を考えますか。

事例から背景を推察しながら、抑止策を検討ください。

12. 抑止策の検討(事前説明)

注意：本解説は説明用に作成した「イメージ」です。



12. 抑止策の検討①

P.40/45(添付資料-1(15/20))
計装制御装置メーカーにおける工場試験の一部省略事例
について討論させてください。

この事例から、皆様ならどのような抑止策を考えますか。

事例から背景を推察しながら、抑止策を検討ください。

12. 抑止策の検討①

省略

省略

QASG第1Gr内で議論...

省略

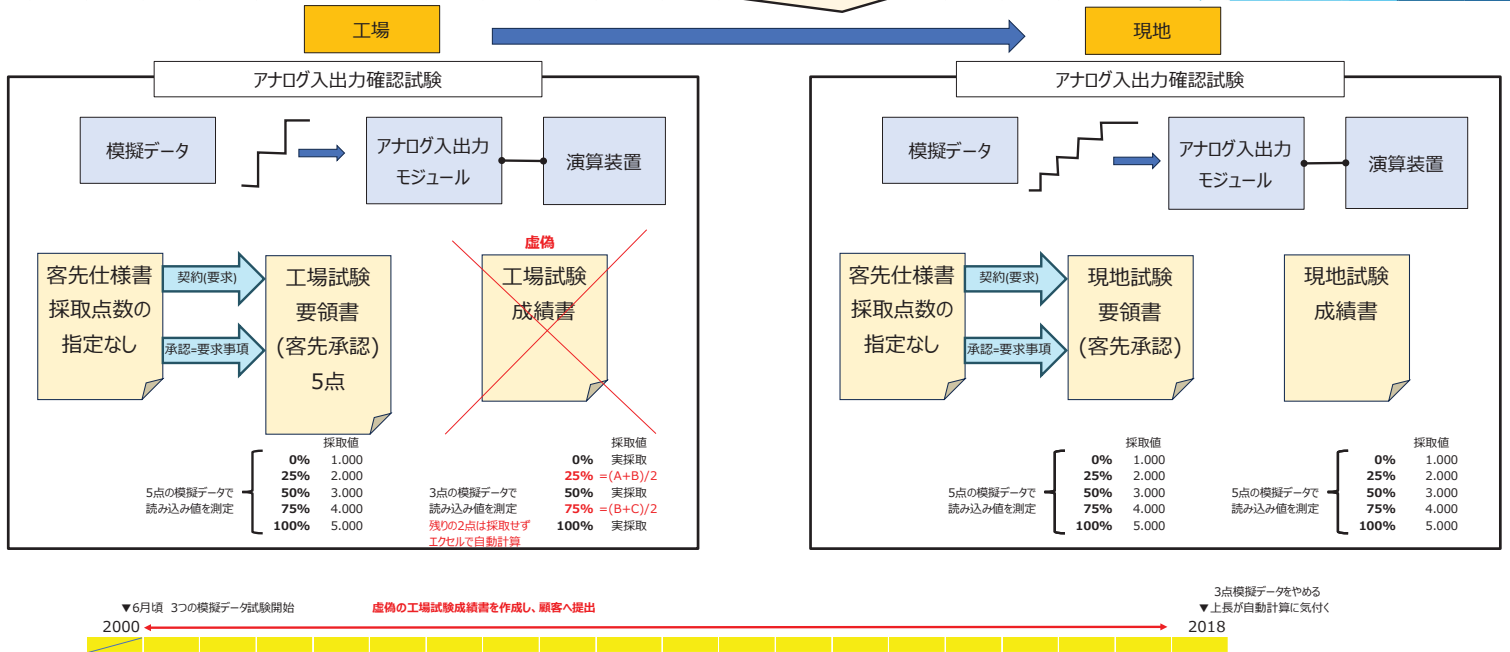
【品質保証研究会からの提案】

省略

12. 抑止策の検討①

注意：本解説は記事を読んで作成した「イメージ」です。

- 顧客の仕様書等に模擬データの数について指定がなかった
- 現地調整試験では5つ(0%,25%, 50%,75%,100%)の模擬データを入出力していた。
- 当該制御装置はアナログ入出力モジュール内部の回路がデジタル化されることに伴い従来の機種と比較して性能が向上していた。



12. 抑止策の検討②

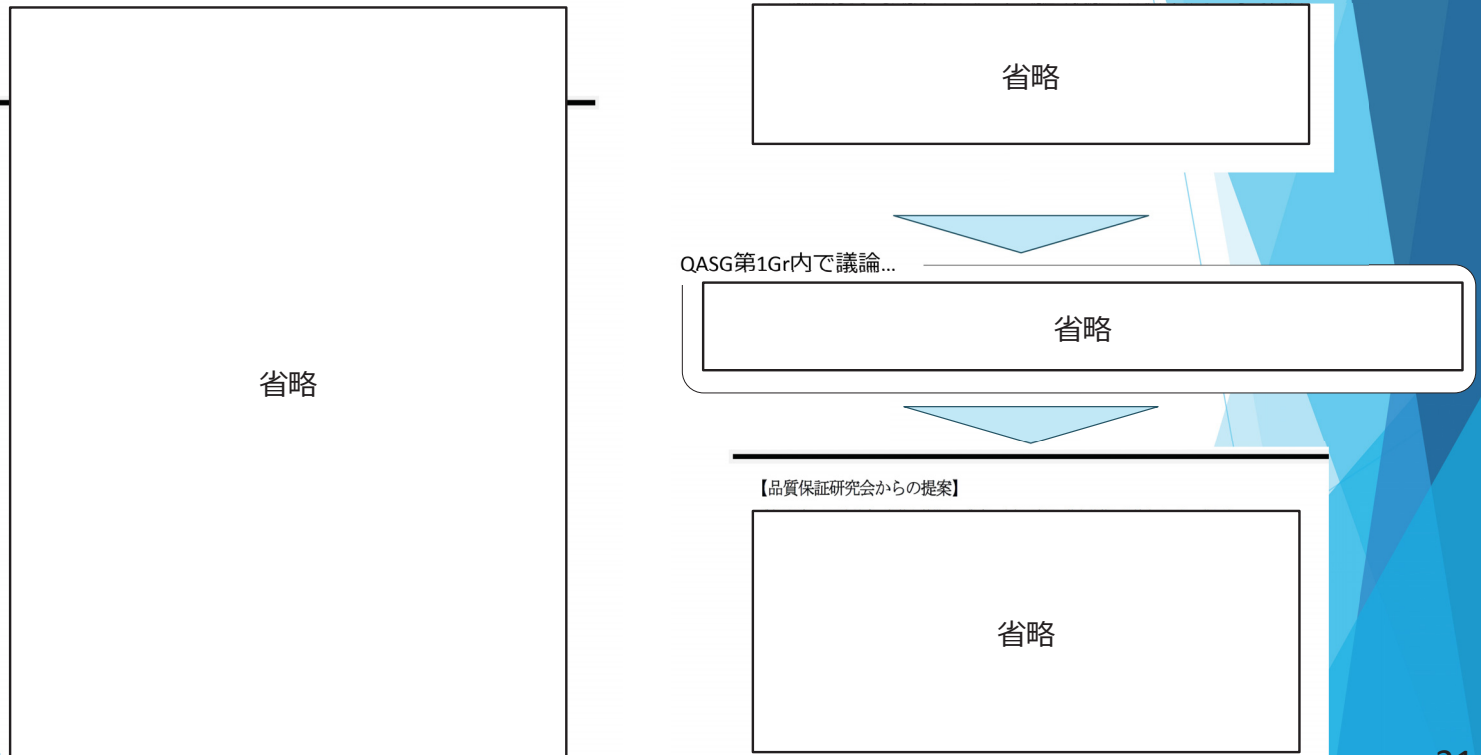
別紙配布資料 (QASG-1-08)

認証登録の組成と異なるサンプルで定期認証試験を受審について討論させてください。

この事例から、皆様ならどのような抑止策を考えますか。

事例から背景を推察しながら、抑止策を検討ください。

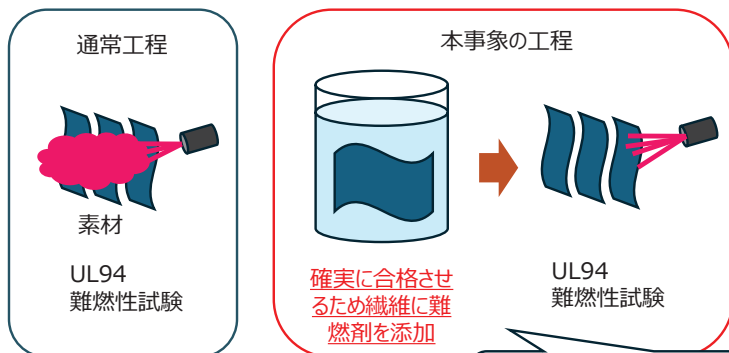
12. 抑止策の検討②



12. 抑止策の検討②

注意：本解説は記事を読んで作成した「イメージ」です。

・定期的な試験に「確実に」合格させるために...



UL フォローアップサービス試験

**登録された組成、
量産品と同じ組成でなければならない。**

UL (Underwriters Laboratories Inc.) :

- ・アメリカに本部を置く第三者安全規格認証機関
- ・製品が安全性の基準を満たしているか、試験・検査を通じて評価
- ・合格した製品に「ULマーク」を付与
- ・アメリカやカナダでは、ULは非常に高い信頼性を持つ。UL認証を取得していると販売・流通がスムーズになります。
- ・特に電気・電子製品や産業用機器などで広く使われる世界的に有名な安全規格

FUS (Follow Up Service) :

- ・UL認証取得後、製品が認証時と同じ安全性を継続して満たしているかを定期的に確認する仕組み
- ・FUSは、年4回抜き打ちで試験が実施される。

- ・当該製造工場にあるペレットの中から、特定のペレットのロットを指定される。
- ・認証取得者(メーカー)は、指定されたロットから、試験片を数日以内にULに送付する。
- ・ULは、送付された試験片の難燃性を確認する。
登録IDと量産品のIDの同一性を確認するためのID試験を行う。
- ・不合格となった場合は、UL解消or再試験となる。
- ・2回目の試験で不合格となった場合は、UL認証取り消しとなる。(大きなリスク)

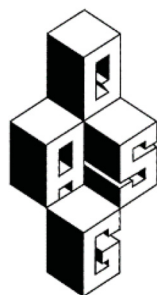
13. まとめ

品質コンプライアンス違反を発生しない/させないための最新知見を踏まえたQMS等の研究を通じて、以下のアクションを行った。

- ・過去の品質コンプライアンス事象を理解しやすくするため、公開資料を要約し、事象、影響、原因・対策をガイドに整理した（計7事例）。
- ・事例収集および分析により、品質コンプライアンス違反の抑止策を策定した（計26件）。
- ・原子力サプライチェーンにおいて展開可能な「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド」を纏め、発行した。
- ・さらなるガイドの充実に向けて2022年からの3年間の間に報告している29事例の報告書を抽出し、策定した抑止策26件の適合状況を評価した。

今後、以下を実施予定である。

- ・2026年6月迄：追加事例の研究により抑止策5点拡充、ガイド改訂0版のブラッシュアップ
- ・2026年7月：更なる抑止策を追加したガイド改訂1版を発行



第23回倫理研究会：品質保証研究会第1 Grとのコラボ

「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないための」 倫理的行動について考える

2026年2月26日

@秋葉原ダイビル会議室

神谷 昌伸

日本原子力学会 倫理委員会 幹事
日本原子力発電株式会社

1. 日本原子力学会 倫理委員会について
2. 品質不正問題に関わる検討
3. 「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド」抑止策と倫理規程との関係

◆原子力学会の常置委員会…2001年設置

◆倫理委員会の任務 (倫理委員会規程)

- (1) 本会の制定した**倫理規程 (前文、憲章、行動の手引)の改定案の作成等、倫理規程に関する事項**
- (2) 倫理問題の**事例集**や教材の発行
- (3) **研究会**の実施等
- (4) 原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- (5) 倫理問題に関する意見の表明
- (6) その他必要な事項

◆倫理委員会の役割、責務 (倫理委員会運営細則)

- (1) **倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと**
- (2) 会員が、原子力界はもとより、昨今の**技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること**
- (3) 会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、**誇りと高い倫理感を持つ必要性を強く認識すること**
- (4) 自己の確立に向け、**会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力を高めるためのサポートをすること**

<http://www.aesj.or.jp/ethics/>

The screenshot shows the website interface with the following elements:

- Header: 日本原子力学会倫理委員会 THE AESJ ETHICS COMMITTEE
- Navigation: TOPページ, 倫理規程, 委員会概要, 活動内容, 技術倫理, リンク・PDF集
- News Section:
 - ◆倫理規程が改定されました。(2025年5月29日)
 - ◆倫理意識向上のための事例集
 - 2026. 1.20 : 中部電力(株)原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案に関する声明
 - 2025.10.28 : 2025年秋の大会セッション結果概要
 - 2025. 5.29 : 倫理規程改定
 - 2025. 5. 1 : 2025年春の年会セッション結果概要
 - 2024.11.12 : 倫理研究会結果概要 (YGN共催)
 - 2022.11. 8 : 倫理規程制定20年シンポジウム結果概要
- Sidebar Menu:
 - 倫理規程とは
 - 委員会概要
 - 活動概要
 - 技術倫理とは?

※ 表記はそれぞれ当時のもの

年	倫理規程の制定・改定, 見解等の公表	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1995		旧動燃：もんじゅ2次系Na漏洩事故・ビデオ隠し
1997		旧動燃：アスファルト固化処理施設火災爆発事故
1998		旧原電工事：使用済燃料輸送容器データ改ざん発覚
1999	倫理規定制定委員会第1回会合	BNFL：MOX燃料製造データ改ざん発覚、JCO：臨界事故
2001	倫理規程制定、倫理委員会発足	
2002	委員会提言(点検データ改ざん問題)	東電：自主点検記録改ざん等
2003	倫理規程改定(1回目)	
2004		関電：美浜3号機 二次系配管破断事故
2005	委員会見解(二次系配管破損事故) 倫理規程改定(2回目)	
2007	委員会提言(発電設備に係る不正・不適切事案問題) 倫理規程改定(3回目)	各社：発電設備のデータ改ざん等の不適切事案公表 北陸電：志賀制御棒引き抜け事故発覚 東電：中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災
2009	倫理規程改定(4回目)	
2010		中国電：島根原子力発電所点検不備問題公表
2011	委員会見解(保守管理ならびに定期事業者検査に係わる問題)	東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定(5回目)	
2018	倫理規程改定(6回目)	
2019		関電：金品授受問題発覚
2020	委員会見解(金品授受問題)	
2021	倫理規程改定(7回目)	東電：IDカード不正使用問題、核物質防護機能の一部喪失事案の発覚
2022	委員会見解(核物質防護機能一部喪失事案) 倫理規程制定20年シンポジウム	
2025	倫理規程改定(8回目)	
2026	委員会声明(基準地震動策定不正行為事案)	中部電：基準地震動策定に係る不正行為事案

倫理委員会 声明の例

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る**不正行為事案**に関する声明

日本原子力学会 倫理委員会

注)強調文字は神谷による。

2026年1月5日、中部電力は、同社の浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたことを公表した（以下「本事案」という）。今後、同社の第三者委員会および規制当局により、経緯等の詳細、原因の解明ならびに再発防止策が検討されることとなる。

本事案は、原子力安全に直結する耐震設計の基盤となる評価（基準地震動の策定）において、同社自らが、**規制当局に対する説明とは異なる不正な方法を意図的に用いたものであり、決して許されないことである。**同時に、**社会との信頼関係を根幹から破壊する極めて重大かつ遺憾なものである。**

日本原子力学会の倫理規程は、原子力に関わるすべての者の行動規範として2001年に策定され、原子力発電所の点検データの改ざん事案、東京電力福島第一原子力発電所事故等を踏まえて、数年ごとに改定している。

本事案は、倫理規程にある「行動による信頼の獲得（行動の手引1-4）」、「原子力利用と安全確保の両立（同2-1）」、「事実の尊重（同3-2）」、「誠実性原則・正直性原則（憲章4）」、「社会からの負託（同4-4）」、「隠蔽・改ざんの戒め（同4-6）」、「専門職原則（憲章5）」、「組織文化の醸成（憲章7）」など、多くの規範に則っていないと考えられる。

本事案を受け、倫理委員会は、原子力発電所の安全確保に一義的な責任を有する事業者自らが、不正行為は決して許されることではないことを認識し、**あらためて、原子力に関わるすべての者が倫理規程に則り行動することを強く求める。**

さらに、**組織の運営に責任を有する者は、あらためて組織構成員に倫理的な行動を促すとともに、そのための環境が適切に整えられているかを確認する必要がある。**よりよい倫理観や組織文化の醸成は終わりなきプロセスであることを認識し、必要な改善を継続的に実施していただきたい。

本事案は到底容認し得ないものである。

倫理委員会は、本事案の今後の原因究明等の進展に応じて倫理規程に照らした具体的な検討を進めるとともに、倫理規程のより一層の浸透や、倫理について考える場の提供などを通じて、原子力に関わるすべての者が倫理的によりよい行動をとれるよう、真摯に尽力していく。

<http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/iken/iken20260120.pdf>

以上 4

事例で考える技術者倫理

原子力学会倫理委員会 2016年発刊事例集

東日本大震災における

原子力分野の事例に学ぶ 技術者倫理

一般社団法人 日本原子力学会 倫理委員会【編】



- この事例集は、2011年3月11日に発生した東日本大震災における原子力発電所に係わる活動を事例として、今後遭遇するかもしれない事象に対してどのように向かい合ったらよいのか、今、備えておくべきことは何なのかを**倫理的側面から考える教材**として作成したもの。
- 注目すべき行動や判断、また、そこに至った要因を抜き出し、今後もさらに過酷な状況に陥っても同様の行動や判断が確実にできるようにするために、**必要なことは何なのか**ということを検討しながら読み進めていただきたい。
- 事例はいずれも実際に起こったことであり、**リアリティをもって読み進んでもらえるもの**と考える。そうすることで、より効果的に理解が促進されるものと思われる。

倫理的な行動の積み重ねによる良好事例

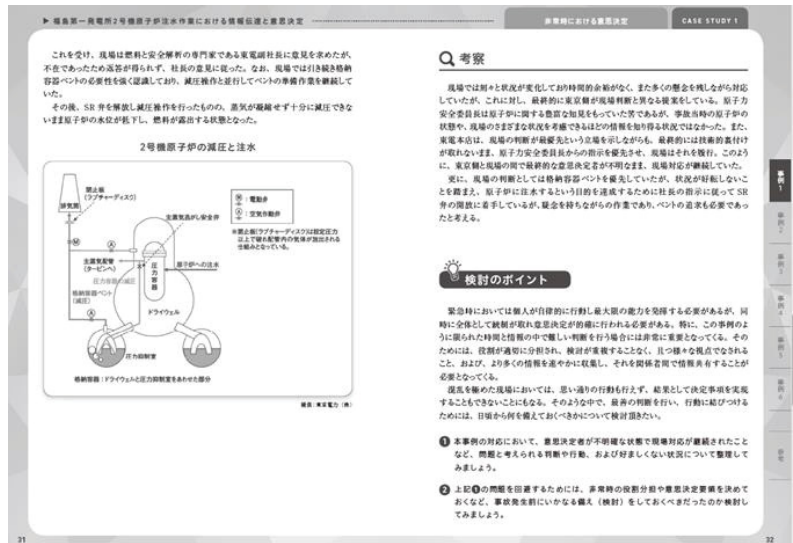
東日本大震災における

原子力分野の事例に学ぶ
技術者倫理

一般社団法人 日本原子力学会 倫理委員会 [編]

2016年発刊事例集

購入申し込みは <http://www.aesj.net/publishi-1512>
(¥1,000+税+送料)



1. 非常時における意思決定 – 福島第一原子力発電所2号機原子炉注水作業における情報伝達と意思決定
2. 非常時に向けた備え、基盤づくり – 福島第一原子力発電所5号機および6号機の冷温停止
3. 非常時に備えた意識づくり – 福島第二原子力発電所冷温停止
4. 自治体、事業者など包括的な体制づくり – 東海第二発電所における津波対策
5. 安全確保に対する姿勢 – 女川原子力発電所における津波対策
6. 設備展開の重要性 – 東京電力(株) 免震重要棟設置

日本原子力学会 倫理規程 前文

(2025年5月29日理事会承認)

2025改定

会員：個人会員，賛助会員

規程の位置づけ

日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会会員が、研究、開発、利用、教育等のさまざまな活動を実施するにあたり、**会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範**を書き示したものである。会員は、原子力および放射線の平和利用と安全確保の重要性を認識し、その業務に携わることにより誇りと使命感を持ち、その責務を果たすため、常に**本規程を自分の言葉に置きなおし、自ら考え、自律的に行動する**。

規程の使い方

会員の責務①

原子力に係る技術に対する基本的な認識

現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、**自らの携わる技術が、正の側面によってより一層社会貢献するために、東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に甚大な負の影響をもたらしていることを絶えず思い起こすとともに、廃棄物、核セキュリティ等に関する課題があること、技術だけでは解決できない問題があることを強く認識する**。もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、**チャレンジ精神と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、未来世代にわたって豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する**。

1F 事故

会員の責務②

規程の対象範囲

本規程は、日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが、原子力および放射線の平和利用と安全確保のために、**本規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則った行動がとられることが必要**である。このため、我々会員は、**本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指して率先垂範する**。さらに、日本原子力学会自身も、会員への支援を通じて学術団体としての使命を果たす。

チャレンジ

世代間倫理

会員の責務③

学会自身の役割

憲章

7つの憲章

1. 行動原理

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. 安全優先原則・持続性原則

会員は、安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組み、持続可能な社会の構築に貢献する。

3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に客観的な事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすと同時に、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。

5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して学術および技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

6. 有能性原則

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

7. 組織文化の醸成

会員は、本会を含む所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に努める。

8

行動の手引の前文

行動の手引

36の行動の手引

行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言行の規範について具体的に書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、相克する多様な価値をバランスよく考慮し、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置くことが重要である。

憲章 1. 行動原理

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

1-1 原子力利用の基本方針

会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律的な行動により原子力および放射線利用の適切な発展を図る。

1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ

会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野を持って、新たな可能性にチャレンジする。

チャレンジ

1-3 リーダーシップの発揮

会員は、一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極的な態度および行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮する。

リーダーシップ

1-4 行動による信頼の獲得

会員は、原子力利用に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、原子力に携わる者として、社会からの声に幅広く耳を傾けて双方向のコミュニケーションに努め、社会からの信頼を得ることのできる行動を積み重ねていく。

金品授受問題

9

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

憲章 2. 安全優先原則・持続性原則

会員は、安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組み、持続可能な社会の構築に貢献する。

2-1 原子力利用と安全確保の両立

会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、公衆の安全の確保に努める。

2-2 平和利用への限定

会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と良識に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。

2-3 核セキュリティの確保

会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に努める。

核セキュリティの確保

2-4 地球環境保全との調和

会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処理・処分に関わるきわめて長期にわたる課題があることを認識し、人文社会系の知見も含めてこの解決に努め、持続可能な社会の構築に貢献する。

2-5 労働安全の確保

会員は、常に原子力施設で働く会員自身を含む人々の安全確保と災害の防止に努める。

技術のみで解決できない課題があることの認識

持続可能性、世代間倫理

美浜3号機事故

2-6 経済性・効率優先への戒め

会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、経済性、作業効率等を安全性に優先させない。

JCO事故

2-7 規制適合が目的化することへの戒め

会員は、原子力の研究、開発、利用、教育等において、法令・規則への適合のみで満足することなく、専門家として、更なる安全性向上を目指して弛まぬ努力をする。

2-8 技術成熟の過信への戒め

会員は、原子力の安全性を過信することなく、知見や経験には限界があり、今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。

1F事故

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

憲章 3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追求するとともに、常に客観的な事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

3-1 最新知見の追究

会員は、広く国内外から情報の収集に努め、最新の知見を追究する。特に安全にかかる情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があることから慎重に確認する。

1F事故

3-2 事実の尊重

会員は、客観的な事実を尊重し、明白な間違いに対してはその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。

3-3 正確な情報の収集

会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。

品質不正問題

3-4 自らの判断に基づく行動

会員は、正確な情報に基づき、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により、不作為による失敗に陥らないよう、自ら判断し、行動する。

不作為による失敗

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。

金品授受問題

4-1 誠実な行動

会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できる行動をとる。

金品授受問題

4-2 契約に関する注意

会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、改善されるまでその業務に従事しない。

4-3 ルール遵守と形骸化の防止

会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。

4-4 社会からの負託

会員は、原子力技術を扱う組織または個人として、社会から一種の負託を受けており、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。

4-5 情報の公開と説明責任

会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかける。情報発信にあたっては、相手の立場に立ち、社会からの信頼が得られるよう、説明責任を果たす。

4-6 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い

会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との関係を根幹から破壊することを認識し、適切かつ積極的な情報公開に努める。ただし、核不拡散や核セキュリティ等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。

品質不正問題

12

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

会員はプロフェッション（専門技術者、専門研究者等）として学会に所属し、学会活動を通じてお互いに研鑽して社会に貢献し、その活動を支えるために学会倫理規程の意義があることから、その本来的な認識に立脚した場合に国内外で共通的な用語となっている“専門職”を用いる。

憲章 5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して学術および技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

5-1 専門分野等の研鑽と協調

会員は、未知の領域の探求など、自己研鑽に励むとともに、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行にあたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見により、原子力に関わる学術および技術の発展に貢献する。

5-2 専門能力の維持・向上

会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代とともに変化することを自覚し、常に社会の要請に応えられるよう、専門能力を磨く。能力を備えるよう努める。現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。

自主点検記録改ざん問題

5-3 経験からの学習と共有・継承

会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、その継承にも努める。

5-4 専門性や俯瞰力を有する人材の育成

会員は、自己研鑽のみならず、専門能力を有すべき周囲の者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑽の機会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。また、専門知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成にも努める。

5-5 社会への情報発信と対話の実践

会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について社会と真摯に対話し、課題の解決に寄与することを目指す。

専門職の役割

5-6 国際社会への貢献

会員は、原子力平和利用の実績や原子力災害の当事国としての経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。

1F事故

5-7 会員間の協力による困難の克服

会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。

専門職の相互協力による地位向上

13

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

憲章 6. 有能性原則

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

1 F事故

6-1 分野横断の取組みの必要性

会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには専門分野同士の境界に隙間ができないように、人文社会系の知見も含めた総合的かつ俯瞰的な視点から取り組むように努める。

技術のみで解決できない課題があることの認識

6-2 自己能力の把握

会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のために安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。また、自己の能力を把握するために、他者による評価を積極的に受けるように努める。

日本原子力学会 倫理規程 (2025年5月29日理事会承認)

行動の手引

組織文化

憲章 7. 組織文化の醸成

会員は、本会を含む所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に努める。

自主点検記録改ざん問題

7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則

会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく、お互いを尊重して自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。

心理的安全性

7-2 課題解決のための行動

核セキュリティ文化

会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性の向上および核セキュリティの確保に最大限の努力を払う。安全性等の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。

7-3 環境整備の重要性と継続的改善

組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。

自主点検記録改ざん問題

1 F事故

7-4 組織内における申し出に対する適切な運用

組織の運営に責任を有する会員は、組織の構成員からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。

7-5 労働環境等の確保

組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために必要な資源を確保し、活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。

倫理規程は何のためにあるの？

学協会と倫理規程の役割

- ・学協会が倫理規程（倫理綱領）を有する理由は、**専門家集団（専門職、profession）と一般社会との間に一種の「契約」**があるという欧米の専門職倫理の歴史※に起源がある。 ※聖職者、医師、弁護士などの法律家
- ・専門家は、一般の人にはできない、かつ社会にとって不可欠なサービスを、責任を持って行い、その見返りとして、社会は高い地位と自治権をその集団に与えてきた。
- ・この相互に利益のある関係を保持するため、**専門家集団は、倫理規程を制定し、個々の専門家が専門家集団の一員として自らを厳しく律し、これに則って依頼された業務を達成するために最善を尽くし、模範的なサービスの提供を社会に対して宣誓**する。
- ・本会でも同様の認識の下に、倫理規程が制定された（2001年）。
- ・倫理規程は**行動の規範**であり、**賛助会員を含む会員は、社会からの負託を受け、社会に大きな影響を与える可能性のある業務に携わる者として、社会の中、あるいは社会に対して、責任ある振る舞いを示さねばならない。**

参考：日本原子力学会倫理規定制定委員会，原子力学会倫理規程の制定にあたって，2001年

16

倫理規程は何のためにあるの？

倫理規程の意義

- ・倫理については、会員は、**常日頃から考えているべきこと**であり、**その道しるべを与えるもの**として学会の倫理規程を制定することは有用と認識。
- ・倫理規程の制定だけで倫理が絡む原子力分野の事故・トラブルが防止できるなどとは考えていない。しかし、**倫理問題について議論することは会員の倫理観の向上に役立つ。**
- ・**倫理規程は道しるべにすぎず、具体的な行動は、その状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになる。可能な解を探すのは会員個々の責任。**
- ・倫理規程は、会員が**専門家としての倫理的行動とはどういうものか**を考える機会を提供する。
- ・**あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与する。**

参考：日本原子力学会倫理規定制定委員会，日本原子力学会倫理規定案について，日本原子力学会誌，Vol.43，No.4(2001)

(注) 原文の「倫理規定」を、上記では「倫理規程」と現在の使い方に置き換えている。

17

①積極的な倫理（ポジティブな倫理、積極的倫理）

○「やってよいこと」を訴求する倫理

「やってはならない」に類する文言は、2001年制定時で3箇所、2025年改定でも3箇所と非常に少ない。（本会倫理規程と同程度の文字数の倫理規程を公表している他の学会では、「やってはならない」に類する文言が17箇所という例あり）

○「チャレンジ」「チャレンジ精神」という文言を2003年改定から使用

現行規程（2025年）前文

…もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、**チャレンジ精神**と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、未来世代にわたって豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。

行動の手引 1-2**不断の努力と可能性へのチャレンジ**

会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野を持って、**新たな可能性にチャレンジする**。

○1F事故後の2014年倫理規程改定の検討

原子力の負の側面にもしっかりと向き合うことと同時に、本会の活動の目的※に立ち返って考えるならば、本会会員の倫理観は、「〇〇してはならない」にとどまらず、「〇〇をしよう」といった前向きな、積極的なものを含めることが必要と考えるべき。

http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_05/

※本会定款にある目的：公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること

②よりよい安全、よりよい倫理的行動のための組織文化

○2001年制定時から、安全のための組織のあり方や体制整備の重要性について訴求

2005年改定で「**組織の文化**」という用語を使用

理由：**倫理に関わる問題を自由に話し合えるかどうかは、「風土」とか「雰囲気」といった「組織の文化」の醸成がまず必要**

以降、より広い視野で考え、行動できるようにとの観点から、「安全文化」という用語では意味合いが狭まってしまう可能性があると考え、また、協力会社まで含めた幅広い関係者を念頭においた場合により分かりやすい言葉とすることがよいと考えたことから、「**組織文化**」という用語を使用

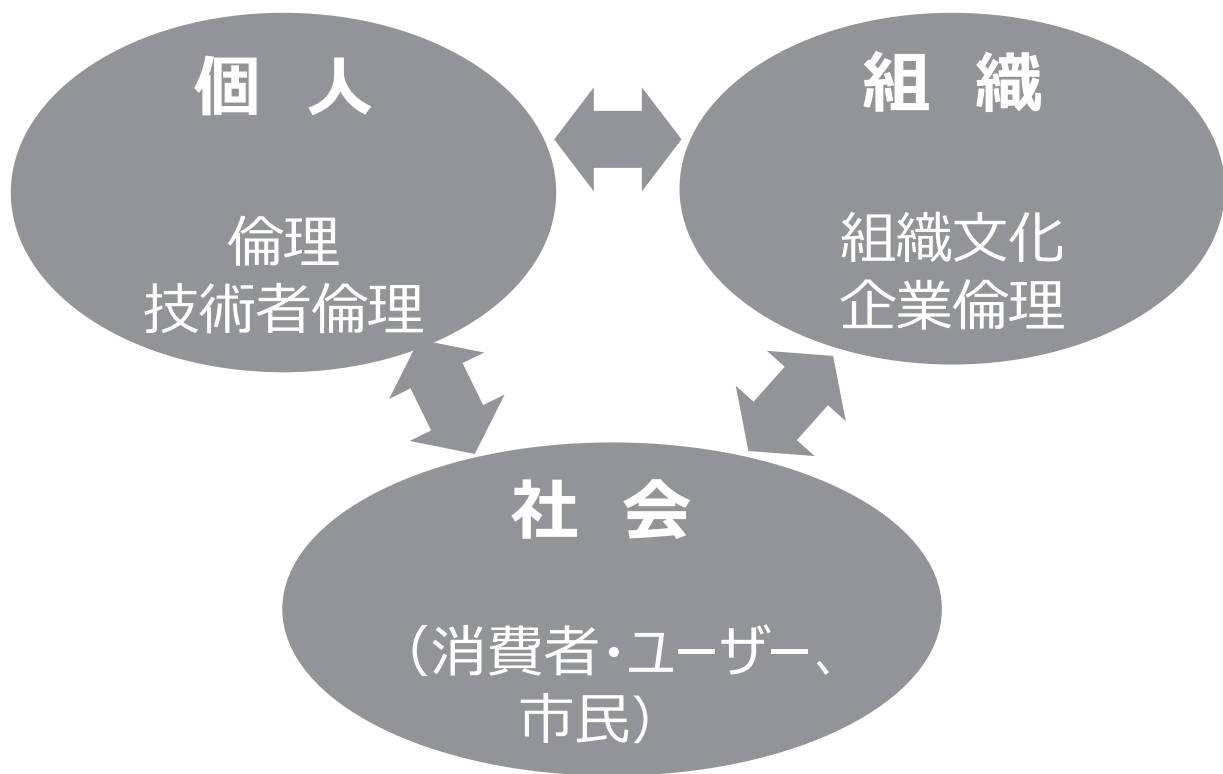
○1F事故後の2014年改定

憲章7として「組織文化の醸成」を独立して掲げ、その重要性を強く訴求し、関連する行動の手引を整理

また、憲章7にぶら下がる行動の手引の半数の主語を、「**組織の運営に責任を有する会員**」としている。（1F事故を踏まえた当時の改定検討の思い）

○2018年改定

行動の手引1-3で「**リーダーシップの発揮**」を謳い、「**組織文化の醸成**」と表裏の関係での訴求を整理



倫理的な行動とは

よりよい(より価値の高い)行動を考え、実践すること(行動すること)。

わたしたちが日常的にやろうとしていること(やっていること)ではないでしょうか。

20

1. 日本原子力学会 倫理委員会について
2. 品質不正問題に関わる検討
3. 「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド」抑止策と倫理規程との関係

21

倫理委員会セッション

起き続ける品質不正問題と倫理 ～原子力界として学ぶべき課題～

座長 大場 恭子 (倫理委員会委員長、JAEA)

講演(1) 最近の品質不正問題に関わる考察と倫理
～原子力学会倫理規程 次回改定に向けた論点など～
神谷 昌伸 (倫理委員会、日本原電)

講演(2) 組織の文化とあるべき対応
～1F事故を経て原子力界は進歩したのか～
奥山 俊宏 (朝日新聞社)

総合討論

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋 (一部追記)】

2017年秋以降に発覚した品質不正

(1)自動車	日産自動車	2017年9月29日 事案公表 (完成検査) 11月17日 再発防止策等報告書 2018年3月9日 再発防止策実施状況報告書 3月26日 国交省から業務改善指示 6月28日 再発防止対策実施状況報告書 7月9日 追加の事案公表 (燃費・排出ガス測定データ書換え等) 9月26日 追加の事案公表 (追加で11の検査項目で不正)、最終報告書公表 12月7日 追加の事案公表 (追加で6の検査項目で不正)
	スバル	2017年10月27日 事案公表 (完成検査) 12月19日 再発防止策等報告書 2018年4月27日 四半期実施状況報告、調査報告書 6月5日 追加の事案公表 (燃費・排出ガス測定) 9月28日 報告書公表、追加事案公表 (ブレーキ検査等) 11月5日 追加の事案公表 (完成検査不正の継続 (～2018年10月)、追加事案) 2019年1月30日 新たな再発防止策報告書
	スズキ	2018年8月9日 事案公表 (燃費・排出ガス測定トレースエラー) 9月26日 追加事案公表 (燃費・排出ガス測定データ書換え等)
	マツダ	2018年8月9日 事案公表 (燃費・排出ガス測定トレースエラー)
	ヤマハ	2018年8月9日 事案公表 (燃費・排出ガス測定トレースエラー)
	アウディ (ドイツ本社3工場)	2018年9月28日 事案公表、報告書 (燃費・排出ガス測定)
	フォルクスワーゲン (ドイツと南アフリカの工場)	2018年12月5日 事案公表 (燃費・排出ガス測定トレースエラー)

2017年秋以降に発覚した品質不正

(2)素材ほか	神戸製鋼所 (本体およびグループ会社)	2017年10月8日 事案公表 11月10日 再発防止策等報告書 2018年3月6日 最終報告書
	三菱マテリアル (三菱伸銅MSC、三菱電線MCI) (三菱アルミニウムMAC、立花金属TKC ダイヤモンドDMC) (本体)	2017年11月23日 事案公表 (MSC、MCI) 12月28日 中間報告書(1) 2018年2月8日 追加事案公表 (MAC、TKC、DMC) 2月20日 中間報告書(2) 3月28日 最終報告書 5月10日 対応進捗状況公表 6月8日 三菱マテ本体直島製錬所銅スラグ骨材JIS認証取消し事案公表
	東レ (東レハイブリッドコード)	2017年11月28日 事案公表 12月27日 報告書 2018年3月30日 グループ一斉調査結果報告
	旭硝子 (AGCテクノグラス)	2018年1月10日 事案公表
	セントラル硝子 (富士ハードウェア)	2018年10月26日 事案公表 (強化ガラス等の製造における再加熱処理の未実施)
	丸善石油化学	2018年2月2日 事案公表 4月4日 再発防止策等報告書
	宇部興産 (本体およびグループ会社)	2018年2月23日 ポリエチレン製品事案公表 5月29日 コンクリート骨材事案公表 6月7日 報告書 10月2日 補充調査完了公表 (国内外の2拠点での不正事案を追加)
	日本ガイシ (本体およびグループ会社)	2018年5月23日 事案公表 (受渡検査不整合) 7月27日 対応状況公表 (中間報告書)

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋】

24

2017年秋以降に発覚した品質不正

	住友重機械工業 (本体およびグループ会社)	2018年6月20日 事案公表 (フォークリフト等の不適切な分解整備) 7月27日、8月24日 事案公表 (フォークリフト等の検査データの不適切な取扱い) 10月1日 事案公表 (圧延ロールの検査記録の不適切な取扱い) 2019年1月24日 事案公表 (動く歩道、大型減速機等の検査記録の不適切な取扱い)
	日立化成	2018年6月29日 事案公表 (蓄電池検査成績書の書換え等) (旧新神戸電機、2016年吸収合併) 11月2日 事案公表 (半導体用材料、自動車部品などの検査データの書換え等) 11月22日 調査報告書、再発防止策公表
	フジクラ (本体およびグループ会社)	2018年8月31日 事案公表 (送配電用電線、通信用ケーブル等の検査データの書換え等)
	クボタ	2018年9月12日 事案公表 (生産設備で使用される鉄鋼製品の検査データの書換え等)
	東京計器	2018年10月5日 事案公表 (一般産業用の油圧機器の検査記録書換え等)
	中山製鋼所	2018年10月31日 事案公表 (生産設備で使用される鉄鋼製品の検査データの書換え等)
	トーカン (三菱電機100%子会社) (カルソニックカンセイ)	2018年12月4日 事案公表 (パッキン等のゴム製品の品質検査の未実施) (2019年1月24日読売新聞報道 車の内装材の検査データについて不適切な処理 同社と納入先の日産は18年9月に事実を把握したが公表していなかった)
	三菱重工エンジン&ターボチャージャ	2019年2月26日 事案公表 (エンジン用アスベスト含有の補修用部品での廃棄・代替化作業の不備)

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋】

25

2017年秋以降に発覚した品質不正

	三菱電機	2019年3月5日 国交省公表（エレベータに大臣認定の仕様に適合しない部品の使用）
(3)送電線鉄塔	東北電力	2017年12月6日 事案公表 2018年2月23日 再発防止対策等報告書
(4)-1 鉄道（その1）	JR西日本	2017年12月11日 新幹線 重大インシデント発生 12月19日発表（亀裂に関して） 12月27日発表（運転継続に関して） 2018年2月28日・3月16日 台車の調査結果、安全確保策等公表 3月27日 有識者会議検討報告書 3月30日 安全性向上の取組み公表
	川崎重工業	2018年2月28日 台車枠の製造不備公表 9月28日台車枠製造不備報告書
(4)-2 鉄道（その2）	JR西日本	2018年6月15日 新幹線 博多～小倉駅間で人と列車が接触した事象
(4)-3 鉄道（その3）	日本車両 （台湾特急列車の車両製造メーカー）	（2018年10月21日 台湾で特急列車脱線死亡事故） 11月1日 車両設計の一部にミスがあったことを公表
(5)建築	レオパレス21	2018年4月27日 事案公表（建築確認通知と異なる施工） 5月29日続報公表（建築基準法違反の疑い） 2019年2月7日 追加事案公表
(6)免震ダンパー等	KYB （カバヤシステムマシナリー）	2018年10月16日 事案公表（免震・制振ダンパーの検査データ書換え） 11月15日 追加の不適切事案があることを公表、調査により判明した詳細を12月19日に公表
	川金ホールディングス （光陽精機）	2018年10月23日 事案公表（免震・制振ダンパーの検査データ書換え）

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋】

26

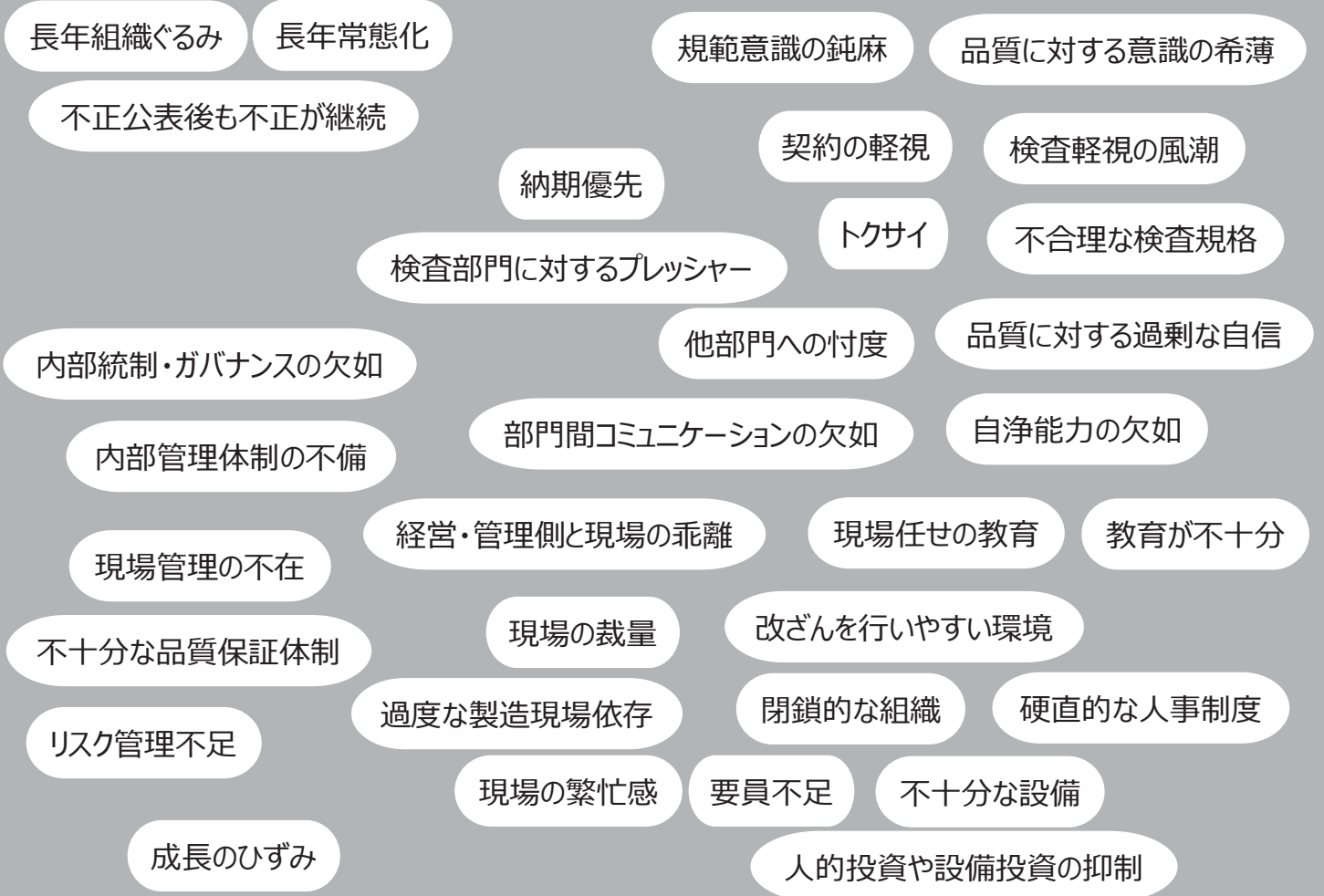
2017年秋以降に発覚した品質不正

(7)その他	日本貨物航空	2018年7月20日 国交省から業務改善命令（不適切な整備、整備記録の改ざん）
	陸上自衛隊	2018年10月26日 事案公表（化学器材の通信関連試験の成績表書換えの疑い）
	協栄産業 （協栄マリンテクノロジー）	2018年11月2日 事案公表（救命いかだ等の整備事業に係る検査未実施、記録改ざん）
	愛知県電気工事業工業組合	2018年10月24日 事案公表（一般電気工作物の定期調査業務におけるデータ改ざん）
	岐阜県電気工事業工業組合	2018年11月13日 事案公表（同上）
	中部電気保安協会	2018年11月13日 事案公表（同上）
	関西電気保安協会	2018年12月7日 事案公表（同上）
	関電サービス	2018年12月7日 事案公表（同上）
	きんでんサービス	2018年12月7日 事案公表（同上）
	兵庫県電気工事業工業組合	2018年12月7日 事案公表（同上）
	IHI	2019年3月8日 事案公表（民間航空機エンジン整備事業における無資格者による検査等）

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋】

27

各不正問題の調査報告書の原因等に係るキーワード



【2019年3月22日神谷講演資料抜粋】

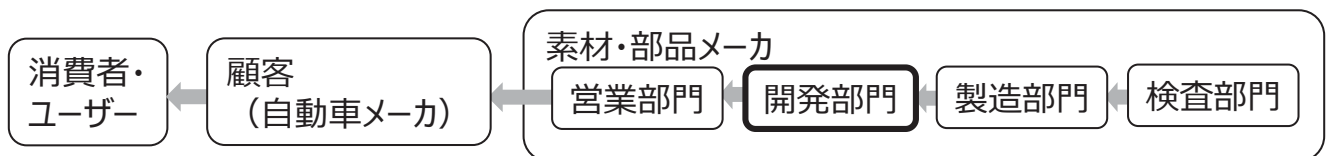
28

「行動の手引」の考察（例） 1/5

■ 品質不正問題の原因・背景の一例

< 工程能力を超える仕様で受注・量産化していたこと >

…D社の開発部門には、顧客との間で製品の仕様について**対等に議論できる知識を備えた技術者自体が限られていた**。そのため、顧客からの製品の受注に当たって、**開発部門が、顧客との間で仕様についてD社の工程能力を踏まえた交渉を行うことができていなかった結果**、工程能力を超えた仕様で受注する状況となっていた…



■ 「行動の手引」の考察

注)2019年当時の倫理規程

関係する「行動の手引」	改定に向けた考察（例）
4 - 1（誠実な行動） 会員は、 誠実に業務 を実施する。また、他の団体または個人に 不利益をもたらす恐れ のある場合は、 事前に雇用者あるいは依頼者 に説明をおこなう。	・安全や品質に係る問題では、「顧客」 に対して対等に向き合う姿勢の重要性 を謳ってはどうか。

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋（一部追記）】

29

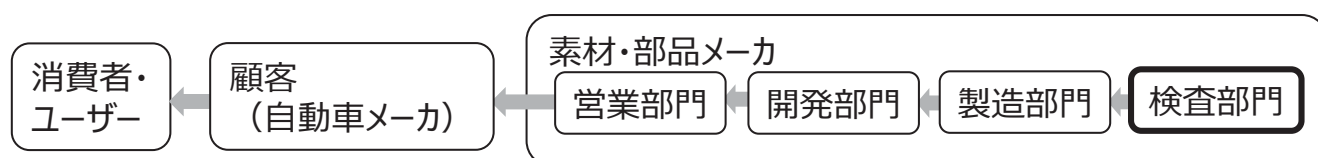
「行動の手引」の考察（例） 2/5

■品質不正問題の原因・背景の一例

<納期プレッシャーや他部門から検査部門に対するプレッシャー>

…D社内においては、開発・製造部門と比べて検査部門の地位は低く、開発・製造部門からのプレッシャーもあった。例えば、前工程において検出された異常に係る異常報告書について最終検査において確認する際、「技術係に確認するまで出荷を待って欲しい」旨を製造課の工程管理担当部署に連絡すると、「とにかく早く出荷してくれ」などと言われることもあったと述べる検査係関係者もいた。

このような**検査部門に対するプレッシャーの背景**として、**顧客から営業部門や製造部門に対する納期のプレッシャー**があったと述べる者や、**顧客のラインをストップしてはいけないというプレッシャー**が強かった旨指摘する者がいた…



■「行動の手引」の考察

注)2019年当時の倫理規程

関係する「行動の手引」	改定に向けた考察（例）
4 - 1（誠実な行動） 会員は、 誠実に業務 を実施する。また、他の団体または個人に 不利益をもたらす恐れ のある場合は、 事前に雇用者 あるいは 依頼者 に説明をおこなう。	・相対方として、「顧客」や「組織内の関係者」などのより近親性のある表現も加える必要がないか。

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋（一部追記）】

30

「行動の手引」の考察（例） 3/5

■品質不正問題の原因・背景の一例

<検査人員・検査設備の不足>

…出荷前の最終検査を実施できなかった原因として、**出荷前に最終検査を実施するだけの人員や設備が絶対的に不足していた**と述べる者が検査係関係者を中心に複数存在した。

また、人員不足の点に加えて、過去、最終検査が実施されていない場合も多かったため、D社においては、そもそも顧客との合意に従って最終検査を行う場合にどの程度の検査人員が必要であるかという点が検証・把握されてこなかった…

■「行動の手引」の考察

注)2019年当時の倫理規程

関係する「行動の手引」	改定に向けた考察（例）
7 - 5（労働環境等の確保） 組織の運営に責任を有する会員 は、安全確保のために活動の基盤となる 労働環境等を含めた環境整備 に努める。	・安全や品質確保のための 設備投資や人員配置の重要性 を陽に謳う必要はないか。

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋（一部追記）】

31

「行動の手引」の考察（例） 4/5

■品質不正問題の原因・背景の一例

<品質に対する意識の希薄化>

…最終検査の不実施や検査成績表の書換えといった不適切な行為が長年にわたって慢性的に継続されてきたこともあり、**出荷する製品の品質に対する従業員の意識は薄くなった**と述べる者が複数存在した。また、最終検査担当者の中には、「**最終検査において不適合品が検出された場合に異常報告書を発行しても、改善措置が講じられるわけでもなく、状況は何も変わらないと考えていた**」と述べる者もいた。

…

注)2019年当時の倫理規程

■「行動の手引」の考察

関係する「行動の手引」	改定に向けた考察（例）
7-1（組織の中の個人のとるべき行動の基本原則） 会員は、所属する組織において、 倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化（風土、雰囲気）を変革するよう努める。	・「 組織の運営に責任を有する会員 」は、特に率先して行動することの重要性を謳う必要はないか。
7-2（組織内における課題解決） 会員は、 それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。	・課題解決の対象は、「安全」に直接関わる問題のみならず、「品質」や安全に関わらない「 約束事 」も含まれることを陽に謳う必要はないか。

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋（一部追記）】

32

「行動の手引」の考察（例） 5/5

■品質不正問題の原因・背景の一例

<品質に対する意識の希薄化>

…最終検査の不実施や検査成績表の書換えといった不適切な行為が長年にわたって慢性的に継続されてきたこともあり、**出荷する製品の品質に対する従業員の意識は薄くなった**と述べる者が複数存在した。また、最終検査担当者の中には、「**最終検査において不適合品が検出された場合に異常報告書を発行しても、改善措置が講じられるわけでもなく、状況は何も変わらないと考えていた**」と述べる者もいた。

…

注)2019年当時の倫理規程

■「行動の手引」の考察

関係する「行動の手引」	改定に向けた考察（例）
3-3（自らの判断に基づく行動） 会員は、 与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないように、常に正確な情報の取得に務め、関連する専門能力により自ら判断し、行動する。	・「 情報 」だけでなく、「 業務指示 」や「 状況 」、「 環境 」なども対象として含んでいることが明確なるようにしてはどうか。
7-4（組織内における申し出に対する適切な運用） 組織の運営に責任を有する会員 は、会員からの原子力安全等に関わる 申し出 に対し、 組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。	・ 内部通報の仕組み を整えておくことの重要性をより強調しておく必要はないか。

【2019年3月22日神谷講演資料抜粋（一部追記）】

33

2021年倫理規程 新旧比較表（抜粋）

旧 倫理規程（2018年1月）	倫理規程（2021年5月改定）	改定理由
<p>1-4（技術者の行動による信頼） 会員は、技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。</p>	<p>1-4 技術者の行動による信頼 会員は、<u>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</u></p>	<p>金品授受問題および品質不正問題を踏まえ、より強い訴求と留意すべき具体的な行動を明記</p>
<p>3-3（自らの判断に基づく行動） 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないように、常に正確な情報の取得に務め、関連する専門能力により自ら判断し、行動する。</p>	<p>3-3 自らの判断に基づく行動 会員は、<u>業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。その上で、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動する。</u></p>	<p>・品質不正問題を踏まえて、より具体的な状況を想起できるように文言を追記 ・記載の充実化、適正化</p>
<p>4-1（誠実な行動） 会員は、誠実に業務を実施する。また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</p>	<p>4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。<u>その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</u></p>	<p>金品授受問題を踏まえ、より強い訴求として記載を充実化</p>
<p>4-8（隠蔽の戒めと非公開情報の取り扱い） 会員は、情報の隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。ただし、核不拡散や核物質防護等、公衆の安全・利益のために公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明できるようにする。</p>	<p>4-8 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。ただし、核不拡散や核物質防護等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。</p>	<p>品質不正問題を踏まえた記載の適正化 記載の適正化</p>
<p>4-9（説明責任） 会員は、専門活動の目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、かつタイムリーに説明する責任がある。</p>	<p>4-9 説明責任 会員は、<u>自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。</u></p>	<p>金品授受問題および品質不正問題を踏まえた記載の充実化</p>

2021年倫理規程 新旧比較表（抜粋）

旧 倫理規程（2018年1月）	倫理規程（2021年5月改定）	改定理由
<p>7-1（組織の中の個人のとるべき行動の基本原則） 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化（風土、雰囲気）を変革するよう努める。</p>	<p>7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、<u>性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。</u></p>	<p>・国内外での普遍的な価値を踏まえた記載の充実化 ・記載の適正化 ・金品授受問題を踏まえた記載の充実化 ・旧倫理規程の行動の手引の一部文言は7-3に移動（「不十分なときは組織・体制も含め組織文化（風土、雰囲気）を変革するよう努める。」）</p>
<p>7-3（組織内における環境整備の重要性と継続的改善） 組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規程に基づく活動を阻害する要因を積極的に排除するなど、環境の継続的な改善・向上に努める。</p>	<p>7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、<u>本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。</u></p>	<p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>
<p>7-5（労働環境等の確保） 組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のための活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。</p>	<p>7-5 労働環境等の確保 組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために<u>必要な資源を確保し、</u>活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。</p>	<p>記載の充実化</p>

1. 日本原子力学会 倫理委員会について
2. 品質不正問題に関わる検討
3. 「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド」抑止策と倫理規程との関係

「品質コンプライアンス違反を発生しない/させないためのガイド」抑止策一覧

省略

26の抑止策と特に関連すると考えられる倫理規程

憲章

3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に客観的な事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。

7. 組織文化の醸成

会員は、本会を含む所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に努める。

行動の手引

3-2 事実の尊重

会員は、客観的な事実を尊重し、明白な間違いに対してはその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。

3-3 正確な情報の収集

会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。

4-1 誠実な行動

会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できる行動をとる。

4-3 ルール遵守と形骸化の防止

会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。

4-6 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い

会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との関係を根幹から破壊することを認識し、適切かつ積極的な情報公開に努める。ただし、核不拡散や核セキュリティ等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。

7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則

会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく、お互いを尊重して自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。

7-3 環境整備の重要性と継続的改善

組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。

Copilotによる分析

「26の抑止策」（品質不祥事の未然防止に寄与する実務策）と、「倫理規程」（原子力分野における専門職倫理の体系）との関係性を体系的に分析します。

■ テーマ別分析

26の抑止策の代表的なテーマごとに、対応する倫理規程の原則との関係性を示します。

① トップマネジメントの責任

26の抑止策	倫理規程
省略	安全優先原則 誠実性・真実性・説明責任 組織文化の醸成

関係性:倫理規程が求めるトップの誠実性・説明責任・安全最優先を、抑止策は組織体制・権限・方針明確化という実務的要件に落とし込んでいる。

② 試験・検査の健全性・データの真正性

26の抑止策	倫理規程
省略	真実性原則 正確な情報収集と判断 不適切行動の顕在化と未然防止

関係性:倫理規程が示す「真実性・正確性・隠蔽の否定」を、抑止策は記録管理・トレーサビリティ・レビューという具体的な統制として具現化。

③ 変更管理（設計変更・4M変更）

26の抑止策	倫理規程
省略	経済性優先への戒め 技術過信への警告 常に高い安全性を追求

関係性:倫理規程は「過信せず、常に安全側で判断すべき」という価値基盤を示し、抑止策はその精神を設計変更プロセス・顧客通知・承認フローとして具体化。

④ 要員の力量・資格管理

26の抑止策	倫理規程
省略	専門職としての研鑽 他分野との協調・広い視野 自己能力の把握と限界認識

関係性:倫理規程の「専門職としての責務」「限界の認識」という理念を、抑止策が資格管理・力量評価・教育体系の形で制度化している。

⑤ 情報共有・組織文化・透明性

26の抑止策	倫理規程
省略	情報公開・説明責任 社会との双方向対話 申出制度の適切運用

関係性:倫理規程が求める「透明性・対話・説明責任」を、抑止策は具体的なコミュニケーション手順・レビュー制度・客観記録として担保。

40

■ 両文書に共通する“核となる思想” 共通している中心概念は次の3つ。

① 安全・品質を最優先する文化の維持

倫理規程は理念としてこれを示し、
抑止策は工程・手順レベルで守る仕組みを用意している。
(例：要領順守、変更管理、設備・力量確保)

② 真実性・記録の正確性・透明性

倫理規程は嘘・隠蔽・改ざんの禁止を明言し、
抑止策はレビュー・客観記録・データ整合性で実務的統制を敷く。

③ 組織文化としての倫理と実務の両輪

倫理規程 = 価値観 (Why)
抑止策 = 具体行動 (How)

→両者は相補的であり、片方だけでは未然防止は不十分

■ 統合的な結論

- ・26の抑止策は「倫理規程の理念を実務に落とし込む仕組み」である。
- ・倫理規程は抑止策の背景にある価値観と判断軸を与える。
- ・両者の統合が、不正防止・品質問題の未然防止の核心である。
- ・片方のみでは形骸化（抑止策）または抽象化（倫理規程）のリスクがある。
- ・“価値観（倫理）×手順（抑止策）”の両輪運用が最も重要。

41